

三 豊 市 農 業 委 員 会 6 月 定 例 総 会 議 事 録

令和8年6月22日午後1時30分より、三豊市農業委員会6月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 27名(農業委員20名、農地利用最適化推進委員7名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

堀江 博	○	岡根 譲	○	石原 剛	○
片山 睦士	○	片岡 恒男	○	森 啓二	－
石井 秀一	○	小畑 忠司	○	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	○	安藤 健一	○
前谷 晃年	－	福岡 伸也	－	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	－
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

新岡 寛士	○	山下 裕康	○	近藤 正義	○
香川 秋訓	○	十川 精演	○	松永 雄二	－
泰田 英之	○	近藤 裕隆	○		

2. 署名委員

12番 安藤 健一
22番 細川 未恵

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
副主任 辻 拓哉
主 事 土井 太陽

5. 書 記

副 主 任 辻 拓哉

6. 議 題

議案第 1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 2号 地域計画変更の意見聴取について
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第 5号 非農地通知の件について(報告)
議案第 6号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】				22番 細川 未恵 委員のご両名にお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会6月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。			事務局	議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
会 長	今日は、天候の優れない中、また、田植えの最終時期を迎え、何かとご多忙のところ、本総会にご出席いただきありがとうございます。また、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましても、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。さて、最近の農業情勢について申し上げますと、今年の米価がどの程度となるのかが、農業者にとって大きな関心事となっております。本日、農協の経営管理委員にもご出席いただいておりますが、例年であれば、この時期には仮渡し金の水準が示されるところ、今年は現時点において示されていない状況であります。昨年は、JAにおいて一袋当たり15,000円で最終精算されたと聞いておりますが、今年の米価については、今後の動向を注視する必要があると考えております。また、新聞、テレビ等の報道によりますと、米の在庫が多く残っていることに加え、仲卸業者において、高値で仕入れた米を抱え、価格を下げて販売せざるを得ないなど、厳しい状況が生じているとのことであります。こうした状況の中、現在、田植えの最盛期を迎えておりますが、農業者が将来にわたり農業を継続していくためには、再生産が可能となる適正な価格で米価が形成されることが重要であると考えております。また、米に限らず、農産物の生産については、必ずしも価格や収益が安定するものではありませんが、特に若い世代が農業に魅力を感じ、将来にわたって農業に取り組んでいくためには、農業経営が成り立つ価格体系を確立していくことが重要であります。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃よりご多用の中、農地の適正利用や農地利用の最適化に向けた活動にご尽力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。本日の議案につきましては、多数ではありませんが、委員の皆様のご協力により、円滑な議事進行となりますようお願い申し上げます。以上をもちまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はご出席いただきありがとうございます。最後までよろしくお願いいたします。				〔 議案第1号 番号1から番号11を朗読 〕
				議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
				5 番	番号1について説明いたします。申請地の隣接地に位置する農産物直売所の駐車場を拡張するための申請です。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
				7 番	番号4について説明いたします。無断転用により駐車場及び建物が設置されている農地についての申請です。母親が高齢となり、経営していたカラオケ営業施設を閉鎖し、娘が新たに持ち帰り専門の飲食店を開業することから、無断転用の解消を図るための申請です。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
				8 番	番号5について説明いたします。病院の隣接地に共同住宅を建築する計画があり、申請地をその入居者の駐車場として利用するための申請です。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は6番 森啓二 委員、13番 前谷 晃年 委員、14番 福岡 伸也 委員、18番 松永 克喜 委員から欠席の連絡をいただいております。また、23番 平尾 美紀 委員より、少々遅れる旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は19名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。			事務局	番号9について説明いたします。譲受人は、主に電気事業及び通信業を営む会社であり、電柱や運搬用トレーラーの置場を探していたところ、事務所からはやや距離がありますが、申請地は幹線道路沿いで立地条件が良く、進入もしやすいことから、今回の申請に至ったものです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
				17 番	番号11について説明いたします。譲受人が経営する会社の駐車場として利用するため、申請されたものです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまから、三豊市農業委員会6月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号12番 安藤 健一 委員、議席番号			議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さ

		らご質問ございませんか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1から番号11をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1から番号11につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。4ページをお開きください。議案第2号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事	務	局 議案第2号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。
		〔 議案第2号 番号1から番号5を朗読 〕
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第2号「地域計画変更の意見聴取について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第2号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1から番号5（筆数では6筆）につきましては適当と認め、原案のとおり承認いたします。次に進めさせていただきます。5ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、議案第3号のうち番号12の案件については、議席番号15番 筒井 義朝 委員さんが、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、議事参与の制限に該当する案件です。従いまして、最初に番号12について、議席番号15番 筒井 義朝 委員さんの退席をお願いして、この案件を先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、それでは、議席番号15番 筒井 義朝 委員さん、退席をお願いいたします。それでは、議案第3号 番号12について、事務局の説明を求めます。

事	務	局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
		〔 議案第3号 番号12を朗読 〕
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
1	7	番 番号12について説明いたします。申請地は、約30年前から貸借されており、このたび、譲渡人から譲受人に対して購入してもらえないかとの申し出があり、協議の結果、所有権移転の申請に至ったものです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号12をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号12につきましては、許可することと決定いたします。ここで、議席番号15番 筒井 義朝 委員の入室、着席を許可します。筒井委員の、議案第3号の番号12につきましては、許可することと決定いたしました。審議を続けます。議事参与の制限に該当する案件の審議が終わりましたので、議案第3号の番号12を除く、番号1から番号14について、事務局の説明を求めます。
事	務	局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
		〔 議案第3号 番号12を除く、番号1から番号14を朗読 〕
		以上13件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
4	番	番号1について説明いたします。現地を確認したところ、比較的大きな樹木が生えていましたが、譲受人に確認したところ、今後、機械を使用して整地・整備していくとのことでした。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5	番	番号2について説明いたします。現地を確認したところ、草刈り等が適切に行われており、適正に管理されておりました。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。			所有権移転の申請に至ったものです。譲受人は、申請地にハウスを建設し、ブドウを栽培する予定とのことです。新規就農者ではありますが、約10年前から母親とともにブドウ栽培に取り組んでいるとのことで、農業経験もあることから、申請地についても適切に耕作・管理できるものと思われます。
7	番	番号3について説明いたします。譲受人は、会社員として勤務する傍ら、友人とともに遊休農地の解消を目的とした農業法人を経営しており、レモンの栽培を中心に取り組んでいるとのことです。譲渡人夫婦がともに高齢となり、農地の管理に困っていることから、今回、無償による所有権移転の申請に至ったものです。申請地には現在、梅、柿、ビワ等の果樹が栽培されており、譲受人において、これらを引き続き管理していくとのことです。なお、譲渡人が所有する隣接農地がほかに2筆ほどありますが、譲受人の居住地からやや離れていることから、現時点では管理に不安があるため、今後、管理できる見通しが立てば、これらの農地についても引き受けたいとの意向を示しています。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。			番号11について説明いたします。申請地の隣接地で、譲受人が現在ブドウを栽培しており、譲渡人に対して申請地についても譲ってもらえないかと申し入れたところ、協議がまとまり、所有権移転の申請に至ったものです。
8	番	番号4について説明いたします。申請地は、譲受人の居住地周辺にある農地であり、管理上の支障はないものと思われます。	3	番	番号13について説明いたします。現地を確認したところ、数本の樹木が生えていましたが、今後、これらの樹木を伐採・除去し、野菜や水稻等を栽培する予定とのことです。
		番号5について説明いたします。譲受人は農業経験も豊富であり、申請地についても適切に耕作できるものと思われます。			以上3件、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		番号6について説明いたします。現地を確認したところ、草刈り等が適切に行われており、適正に管理されておりました。	議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
		以上3件、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。	一	同	[なしの声あり]
12	番	番号7について説明いたします。今回、個人所有となっている農地について、譲渡人が以前社長を務めていた法人に引き受けてもらえないかとの話から交渉を進めたところ、法人側の了承を得ることができ、個人所有から法人所有への所有権移転の申請に至ったものです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。	議	長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号12を除く、番号1から番号14をお諮りします。ご異議ございませんか。
			一	同	[異議なしの声あり]
2	番	番号8について説明いたします。申請地の隣接地についても譲受人が耕作しており、申請地についても適切に耕作・管理できるものと思われます。	議	長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号12を除く、番号1から番号14につきましては許可することと決定いたします。次に進めさせていただきます。別とじの資料をご覧ください。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
		番号9について説明いたします。適切に管理されております。	事	務 局	議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。今回は、令和8年8月を始期とする案件であり、合計134筆が対象となっております。各委員におかれましては、ご自身の担当区域に係る内容についてご確認いただきますようお願いいたします。
		以上2件、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。			
15	番	番号10について説明いたします。申請地はこれまで譲渡人がブドウを栽培していましたが、今回栽培をやめることとなり、譲受人に農地を引き受けてもらえないかとの話があり、協議の結果話がまとまり、	議	長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」の134件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。9ページをお開きください。議案第5号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事	務	局
		議案第5号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔 議案第5号 番号1から番号17を朗読 〕
		以上17件、調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることを確認し、非農地通知書を発行いたしましたので、ご報告申し上げます。
議	長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第5号「非農地通知の件について」番号1から番号17についてご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第5号「非農地通知の件について」の番号1から番号17につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、報告事項は異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。12ページをお開きください。議案第6号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
		〔 議案第6号 番号1から番号6を朗読 〕
		以上6件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議	長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。
一	同	〔 なしの声あり 〕

議	長	ないようですので、議案第6号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」番号1から番号6についてご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第6号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の6件の報告事項は異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。16ページをお開きください。議案第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事	務	局
		議案第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。
		〔 議案第7号 番号1を朗読 〕
		以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議	長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」番号1についてご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の1件の報告事項は異議なしと認めます。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

- 1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
- 2. 農業委員会の適正な事務実施について
 - ・令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価

3. その他

（1）7月定例総会について

日 時 令和8年7月21日（火）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

（2）定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
7月7日（火）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：前谷 晃年	豊中町：長堀 和行
		詫間町：石原 剛	仁尾町：浪越 久司

（3）今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
7月9日（木） 13：30～	令和8年度農地利用最適化推進活動 研修会	みとよ未来創造館3階大ホール

閉 会 【 午後 2時30分 】